

# 業務指示書

## ネパール国スルヤビナヤックードウリケル道路改修事業にかかる追加調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月12日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：運輸交通分野における各種調査業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：運輸交通計画に係る各種業務。
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語。
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 トンネル計画】

- 1) 類似業務の経験：トンネル計画に係る各種業務。
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず。
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 トンネル設計】

- 1) 類似業務の経験：トンネル設計・施工に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

下記に係る現地再委託  
追加交通状況調査  
地形調査  
地質調査  
環境社会配慮調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR 1 = 1.103330 円, US\$1 = 111.313000 円, EUR1 = 121.453000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／交通計画  
トンネル計画  
トンネル設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.38 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月7日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ② 業務の実施方針等
  - ③ 業務従事予定者の経験・能力
  - ④ 若手育成加点\*
  - ⑤ 価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ネパール国スルヤビナヤックードゥリケル道路改修事業にかかる追加調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/交通計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： トンネル計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： トンネル設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

ネパールは、国土の約8割が山岳地帯であり、運輸交通（貨物・旅客）の約9割を道路に依存している。過去10年にわたり実質GDP成長率が約4%と安定的に成長してきたこともあり、国内の車両登録台数は過去5年間で約2倍に増加し、陸路を中心とする貿易取引額も2004年度から2012年度にかけて輸出は約1.7倍、輸入は約3.2倍に増加するなど、貨物量・旅客量とも拡大を続けている。しかしながら、道路ネットワークの整備が遅れており、道路密度（0.17km/km<sup>2</sup>）は南アジアの中でも最も低い水準にとどまっている<sup>1</sup>（※）。特に、首都カトマンズから国土を東西に貫くミッドヒル・ハイウェイ（約1,750km）、及びカトマンズから南部のタライ穀倉地帯に至る道路は、ネパールの輸出入の約6割を担うインドとの連結性の観点から極めて重要な路線となっている。

同路線はカトマンズを中心に西側ルートと東側ルートからなっており、西側ルートについては円借款「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」（2016年12月承諾）を通じて交通のボトルネックとなっているナグドゥンガ峠においてトンネルを建設することにより交通の円滑化を計画している。一方、東側ルートについては、カトマンズーバクタプル道路（約9キロの4車線道路、無償資金協力により2011年に開通）、スルヤビナヤックードゥリケル道路（約16キロの2車線道路）、シンズリ道路（約160キロの1.5車線道路、無償資金協力により2015年に開通）から構成されるものであるが、首都圏で急増する交通需要（2014年時点で12,236 PCU（Passenger Car Unit）/日であり、2017年中に道路容量が飽和見込）及びシンズリ道路開通による新規流入交通（開通後の2015年6月時点で平均4,297台/日）により、スルヤビナヤックードゥリケル道路では既存の2車線では交通量を処理できない状況となっている。かかる状況を受け、スルヤビナヤックードゥリケル道路について、現行のアスファルト舗装2車線から4車線に拡幅することにより、陸上交通の円滑化を図り、ひいては同国の経済発展に資するものとして、ネパール政府は我が国無償資金協力による支援を要請した。

JICAは、無償資金協力を想定して2014年6月から2016年11月にかけて協力準備調査を実施したものの、調査実施後、円借款事業としての事業実施可能性を追加的に検討する必要が生じた。本調査では、協力準備調査で検討された事業内容について、円借款事業としての検討を行うため、路線の一部における代替案（サンガ峠におけるトンネル化の検討）の検討、円借款事業として実施する場合の事業計画（積算等を含む）、環境社会配慮に係る追加的な情報収集を目的として実施するものである。

### 2. 事業の概要

#### （1）事業名

<sup>1</sup> スリランカ 1.74 km/km<sup>2</sup>、バングラデシュ 1.66 km/km<sup>2</sup>、インド 1.59 km/km<sup>2</sup>、パキスタン 0.33 km/km<sup>2</sup>、モルジブ 0.29 km/km<sup>2</sup>、ブータン 0.28 km/km<sup>2</sup>、アフガニスタン 0.04 km/km<sup>2</sup>（国際道路連盟世界道路統計による）

## スルヤビナヤックードウリケル道路改修事業

### (2) 事業目的

本事業は、ネパールの首都カトマンズ東部郊外にあるスルヤビナヤックからドウリケルまでの約 16km の道路を拡幅し、首都カトマンズから東部タライ地域へのアクセスの改善を図り、もって安定した物流網の構築及び地域経済の活性化に寄与するものである。

### (3) 事業概要

スルヤビナヤックードウリケル間の幹線道路約 16km の拡幅及び信号・街灯設置、側道、歩道橋などの整備

### (4) 対象地域

スルヤビナヤックードウリケル間の幹線道路約 16km

### (5) 関係官庁・機関

公共事業運輸省道路局 (Department of Roads, Ministry of Physical Infrastructure and Transport : DOR)

### (6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

有償資金協力「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」(2016 年)

無償資金協力「カトマンズーバクタプール間道路改修計画」(2008 年)

無償資金協力「シンズリ道路建設計画」

## 3. 業務の目的

「スルヤビナヤックードウリケル道路改修事業」について、当該事業の事業費、実施スケジュール、実施(設計・調達・施工)方法等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集・分析及び提言を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に記載の報告書等を作成するものであり、原則、当機構が審査業務のために必要な情報収集・分析等の補足調査を実施するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その

検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の検討根拠として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、ネパール側関係機関への一方的な提案とならないように、ネパール政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ネパール側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

## (2) 調査の重点確認項目

本調査は、JICA が実施した協力準備調査の結果を踏まえ、主に①サンガ峠越え区間のトンネル化に係る検討、②追加的な環境社会配慮の検討、③補足的な交通調査に基づく計画の策定を主とするものである。

まず、サンガ峠越え区間のトンネル化に係る検討については、協力準備調査では既存道路から線形を変更し高架橋とする計画であったものを、線形を再検討しトンネル化の検討を行うものである。トンネル化について検討する場合は、線形の妥当性、トンネル計画地の土質や湧水の状況に係る概略把握、環境社会配慮、工法、費用に加え、下記(3)の本邦技術の活用にも十分に留意すること。

次に、追加的な環境社会配慮の検討については、協力準備調査における環境社会配慮事項として第1回ステークホルダー会議や EIA、RAP 案の作成等を行っている。今次調査では、上記区間のトンネル化に係る追加的環境社会配慮調査に加え、第2回ステークホルダー会議の開催や EIA、RAP 案の改訂を行う。加えて、本事業は JICA 環境社会配慮カテゴリにおいて A と分類されていることから、環境社会配慮助言委員会も開催予定であり、右委員会への支援も併せて行う必要がある。

最後に、補足的な交通調査については、協力準備調査では 2014 年に交通量調査を実施しているものの、本道路に接続するシンズリ道路が 2015 年 3 月に開通したことを踏まえ、流入交通量が増加している可能性が高い。よって、補足的に交通量調査を行い、現況交通量の把握と将来交通量の推計を再度実施するものとする。

## (3) 本邦技術の活用

施工方法の検討にあたっては、バングラデシュ政府のニーズ及び意向を十分に把握した上で、本邦技術の活用をキャパシティビルディング及び技術波及効果の観点も踏まえて検討し、その結果を JICA に報告する。

## 6. 業務の内容

### (1) 背景及び事業の必要性の確認

「スルヤビナヤックードウリケル道路改修計画準備調査報告書」(2016 年 12 月、JICA)

等を参考にこれまで計画された線形や事業計画等をレビューする。特に、円借款事業として検討する際には、南アジア地域における本路線及び道路の位置づけ、国内物流網から見た本道路整備の意義、将来予測される震災等に対する本道路の位置づけ等について整理し、事業の必要性について再度確認・調査を行う。

## (2) 線形計画のレビュー

本事業は約 16 キロの路線について、2 車線から 4 車線に拡幅することを目的としたものである。拡幅時には大量の盛土や側道（サービス道路）の整備なども含まれることから、線形計画が与える環境社会影響及び事業費等への影響は非常に大きい。かかる背景を踏まえ、協力準備調査において最適線形を検討しているものの、本調査では再度線形計画をレビューするものとする。特に、サンガ峠を通過する区間については、協力準備調査時点の計画（高架橋を提案）に対して、ネパール側の強い要請及び最適な道路計画の観点から、同区間のトンネル化について検討するものとする。トンネル化においては、環境社会配慮や事業費等を考慮した複数の代替案を設定するものとする。

## (3) 追加交通状況調査

協力準備調査では 2014 年に交通量調査を実施済みであるが、2015 年 3 月にシンズリ道路が開通したことを踏まえ、既往調査の補正をするために、追加交通状況調査を実施する。交通状況調査では、下記のとおり追加調査を行う。なお、本調査は再委託を認めるものとする。

- 交通量調査（平日・休日各 1 日、24 時間調査、車種別、5 箇所（スルヤピナヤック、ジャガティ、サンガ峠、パネパ西、パネパ東））
- 方向別交通量調査（平日・休日各 1 日、24 時間調査、車種別、1 交差点（ドゥリケルのシンズリ道路との交差点））
- 路側 OD 調査（平日・休日各 1 日、12 時間調査、2 箇所（ドゥリケル））
- シンズリ道路起点（バルディバス側）から南部インド国境に通じる道路の現状、役割、交通量など調査
- 軸重調査（平日・休日各 1 日、1 箇所）
- 排気ガス調査（平日・休日各 1 日、1 箇所）

## (4) 交通需要予測

上記追加交通状況調査を踏まえ、協力準備調査において検討された交通需要予測結果を補正し、将来交通量予測を行う。

## (5) 自然条件調査

トンネル計画地点における地形調査及び地質調査を実施する。地形調査については、ト



ンネル計画地点において地形測量（トンネル坑口の詳細測量含む）、路線測量、中心線測量を行う。また、地質調査については、ボーリング（水平ボーリング（両坑口 2 本）及び垂直ボーリング（縦断方向約 50m、計 5 本程度）、標準間入試験、孔内試験、室内試験を行う。なお、本調査は再委託を認めるものとする。

#### （6） 設計方針の検討

運輸交通及び関連インフラに関する法令、規則、基準、計画の分析やネパール政府との協議を通じて本事業の対象となるトンネル及び道路の位置付け、期待される機能等を明確にする。その上で本事業完成後の道路計画のあり方を検討し、既存道路の活用も含め、本事業の効果を最大化するための最適なトンネル及び道路の運用方法について検討を行う。

また、設計基準及び設計条件（トンネル、構造物計画等を含む）、施工条件を設定した上で、設計方針を提案し、事前に JICA と協議をした上で、先方実施機関の合意を得る。

#### （7） 事業実施体制

ネパールで実施されている類似業務（ナグドゥンガ・トンネル建設事業等）における実施体制や制度等を調査・把握するとともに、トンネル区間が含まれる本事業の特殊性を踏まえ、事業実施に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

##### 1) DOR（事業実施機関）

- ① 事業実施体制の確認
- ② 所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認（法的な位置づけを含む）
- ④ 財政・予算状況
- ⑤ 技術水準
- ⑥ 当該類似事業実施の経験
- ⑦ 技術面・財務面の実施能力の分析

##### 2) Roads Board Nepal（RBN。維持管理予算配賦機関）

上記 1) と同様の検討を行う。

##### 3) その他関係機関

本事業で建設されるトンネル及び道路の運営・維持管理に DOR や RBN 以外の機関が関与する場合、上記 1) と同様の検討を行う。

#### （8） 運営維持管理体制

本事業にかかるネパール政府の意向・計画にも留意しつつ、適切な運営・維持管理体制について検討を行う。また、下記確認を踏まえ、道路維持管理基金や適切な通行料金政策等を含む運営・維持管理機関による持続的な運営維持管理方法について検討する。

## (9) 環境社会配慮の確認

### 1) 環境影響評価

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、協力準備調査にて作成した既存の環境アセスメント報告書案のレビューを行う。環境アセスメント報告書のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行う。特に、今回新たに検討をするトンネル区間については、当該計画による環境影響について新たに評価を行い、環境アセスメント報告書案に追記するものとする。レビューの結果必要と認められる場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。特に、協力準備調査段階では第一回ステークホルダー会議のみを開催しており、環境アセスメント報告書等の説明に係る第二回ステークホルダー会議の開催は行っていないところ、本追加調査において第二回ステークホルダー会議の開催を支援するものとする。

また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。なお、環境社会配慮助言委員会については、今回新規に検討するトンネル以外の線形変更がない場合は、トンネル区間のみスコーピング案と報告書ドラフト段階での助言を求めものとし、その他の区間について再度同委員会に助言を求めことは想定していない。

① 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- ア. ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。)既存のデータが古い場合はデータの更新を行う)
- イ. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - イ) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
  - ウ) 関係機関の役割
- ウ. スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- エ. 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- オ. 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- カ. 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- キ. 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォ

ームなど) (案) の作成

ク. 予算、財源、実施体制の明確化

ケ. ステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者<sup>2</sup>、協議方法・内容等の検討)

## 2) 住民移転文書

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、協力準備調査で作成した既存の住民移転計画のレビューを行う。住民移転計画のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下①～⑩に含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(データの更新を含む)を行う。特に、今回新たに検討をするトンネル区間については、当該区間の影響について以下①～⑩の項目について調査・分析し、住民移転計画に追記を行う。具体的な手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。右検討を踏まえ、住民移転にかかる補償方針や住民移転計画書の内容の説明を行うため第二回ステークホルダー会議の支援を行う。

なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、必要に応じて実施された社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

### ① 住民移転に係る法的枠組みの分析

ア. 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

### ② 住民移転の必要性の記載

ア. 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

### ③ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

ア. 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占

<sup>2</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

有者を含む) 数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとしてカウントするものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

イ. 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

ウ. 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

#### ④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

ア. 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を特定する。

イ. 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

ウ. OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

エ. 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

#### ⑤ 移転先地整備計画の作成

ア. 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

#### ⑥ 苦情処理メカニズムの検討

ア. 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メ

カニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

ア. 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

イ. 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

⑧ 実施スケジュールの検討

ア. 1) 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、2) 移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

ア. 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

ア. 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

イ. 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

ウ. 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑪ 住民参加の確保

ア. 社会的弱者<sup>3</sup>や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開

<sup>3</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (10) 本邦技術の活用検討

本業務においては、トンネル建設や運営・維持管理に関して日本が国際的な比較優位を有する実績、先進的な技術、制度、ノウハウ等を、必要に応じ本邦企業にもヒアリングした上で検討する。本事業において十分な事業効果が期待できるものについては、ネパールにおける適応可能性、必要性、技術移転のニーズ、維持管理の可否、入札制度と機材調達方法、輸出入規制等との整合性の観点から実現可能性を十分調査し、必要性・妥当性が認められた場合は本事業のコンポーネントや本事業に附帯する技術支援として具体的な提案を行うこと。また、併せて下記の本邦招へいのタイミングにあわせて、本邦企業向け説明会を開催し、本邦企業のニーズを聴取すること。特に各調達パッケージにおける本邦技術適用アイテムなどについて、その優位性にかかる背景・理由・根拠・費用などを他国で導入されている技術や競合企業と比較しつつ取りまとめること。

検討の際は、先行事業である「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」における本邦技術活用についても参照すること。

#### (11) 本邦招へい及び本邦企業説明会

トンネル技術に係る我が国の技術、制度、運用等について、ネパール側関係機関への理解を深め、今後の円滑な案件形成に資することを目的として、2017年9月頃を目途に、1週間程度、ネパール側関係機関の本邦招へいを実施する。招へい人数は6人程度を想定する。

本邦招へい時には、発注者が行う本邦企業に対する説明会を支援すること

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。

##### 1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

##### 2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細(案)を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

##### 3) 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

##### 4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成

する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援

被招へい者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

(12) 概略設計、事業効果の確認、事業計画の策定

本事業に係る資金調達計画（借款・自己資金等）を先方実施機関に確認し、概略設計の対象とする事業の範囲を確認する。そのうえで、トンネル計画を中心に以下の概略設計を行う。

- ① 路線計画
- ② 道路平面設計、道路縦横断設計
- ③ 道路舗装設計
- ④ 橋梁等構造物設計
- ⑤ トンネル設計
- ⑥ その他主要構造物の設計
- ⑦ 数量計算表作成
- ⑧ 単価調査、材料調査及び本体事業費積算書作成
- ⑨ 施工計画・計画工程表作成
- ⑩ 本事業に係る日本企業の技術・比較優位性検討

トンネル計画に関しては、下記の点に留意すること。

- ① 地形特性の把握
- ② 地質特性の把握
- ③ 地質調査に基づく地質条件の把握
- ④ トンネル抗口の位置の選定とトンネル延長（抗口で地すべり等が起きないように適切な抗口位置の選定と、可能な限りトンネル延長が短くできるトンネル位置の検討）
- ⑤ トンネル断面（交通安全に配慮した適切な道路断面の設定と、可能な限り小さなトンネル断面の検討）
- ⑥ トンネル工法（地質特性を把握した工法の選定及び発破や掘削工法、土砂の排出を可能な限り抑制できる方策等を検討）
- ⑦ トンネル幾何構造、支保工構造

- ⑧ 照明設備、安全施設、換気施設
- ⑨ 発電施設（トンネルに必要な電力整備計画の立案）
- ⑩ トンネル内での事故、火災等発生時の危機管理対応

#### （13） 運営・維持管理計画の作成

道路、トンネル及び構造物の運営・維持管理計画（体制、費用概算を含む）の案を作成し、事前に JICA と協議の上、ネパール側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。特にトンネルについては、トンネル内での事故、火災等発生時の危機管理対応を念頭に置き、必要となるシステムの導入も考慮した体制、概算費用、費用の確保方法等を含めた計画案とすること。また、過積載車両や危険物搭載車の取り締まりに係る方策を検討し、事前に JICA と協議の上、ネパール側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

#### （14） 事業実施スケジュール

用地取得、コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により事業実施スケジュールを策定する。この際、クリティカルパスを明示した詳細な工事工程表を作成するとともに、調達パッケージ及び本体施工以外の工程（住民移転・用地取得、国家投資審査等）等を考慮した上で全体スケジュールの妥当性を検討すること。

#### （15） コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスについて、以下の内容とその規模（投入専門家およびその M/M）を検討し、本邦及び諸外国のコンサルタントの実績等をレビューした上で、コンサルティング・サービスの調達方法を発注者に提案すること

- ① 基本設計及び詳細設計
- ② 入札補助
- ③ 施工監理
- ④ 運営維持管理支援

#### （16） 概略事業費の積算

本事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には概略事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載しない。

- ① 本体事業費（環境緩和策及び用地取得・住民移転に係る費用を含む）
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費



- ④ 建中金利
- ⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑥ その他 1
  - ・ 完成後の委託保守費
  - ・ 初期運転資金
  - ・ 移転地整備にかかる費用
  - ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用（該当する場合）
  - ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費
- ⑦ その他 2（円借款融資非適格項目）
  - ・ 用地補償等
  - ・ 関税・税金
  - ・ 事業実施者の一般管理費
  - ・ 建中金利

このうち、下線部については JICA からその算出方法を指示することがある。

## 2) 各暦年別概略事業費の算出

上記で算出される概略事業費については、想定される事業の進捗に応じて、事業実施期間中における各暦年へ割り振った計画を作成する。具体的割り振り計画については、別途 JICA が指示することがある。

## 3) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照する。

## 4) 積算総括表

「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ること。

## 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を取りまとめ提出すること。

## 6) 事業のリスク分析

上記含め、本事業を実施するに際してのリスクを検討、分析を行う。分析結果を実施機関とも協議を行い事業化に際して整理を行う。

## (17) 調達方法の検討

- 1) 本事業を円借款として実施する場合、調達方法を含む実施方法について整理する。  
また、その円滑な実施方法に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して「調達方法（案）」として別途 JICA に提出する。
  - ① ネパールにおける類似事業の調達事情
    - ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
    - ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
    - ・ 現地施工業者の一般事情（実績、所有する建設機材等）
    - ・ 鋼材、セメント等必要な資材及び機材の調達事情
  - ② 入札方法、契約条件の設定
    - ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等
  - ③ コンサルタントの選定方法
    - ・ ショートリストの策定プロセス
    - ・ コンサルタントのプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセス等
  - ④ 施工業者の選定方針
    - ・ PQ : Pre-Qualification 要件の設定
    - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
    - ・ 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限、プロセス等
  - ⑤ 契約マネジメント  
施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。
- 2) 本事業の各期間におけるリスク分析を、過去の事例も参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。過去の円借款における教訓等を確認すること。
- 3) 施工期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。
- 4) 照明や換気設備等の機器の管理や緊急時の対応等、運用・維持管理の段階を見据えた技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。

#### (18) 経済・財務分析

本事業を①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースライン値とともに本事業完成後2年を目処とした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR、FIRR）を算出すること。なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①日交通量、②走行速度、③走行時間、④原因別（トンネル内停電、追い越し等）交通事故発生件数・発生率等を想定しているが、コンサルタントは、本事業の特性を踏まえ、プロポーザルに記載して提案すること。

(19) ネパール政府内の事業承認手続き支援

円借款事業の円滑な実施のため、借款契約調印に先立ち、ネパール政府内での事業計画承認に必要な手続きや書類作成等を支援する。

7. 成果品等

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査内容」を参照。各報告書のネパール政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 15 日以内

部 数：英文 5 部（うちネパール機関へ 4 部）

2) インテリムレポート

記載事項：6. 調査の内容に記載の (1) ~ (11) に係る内容を含める

提出時期：2017 年 10 月頃を想定

部 数：英文 5 部（うちネパール機関へ 4 部）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2017 年 12 月頃を想定

部 数：英文 5 部（うちネパール機関へ 4 部）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体成果（JICA による事業審査結果を反映する）

提出時期：2018 年 2 月下旬

部 数：英文（製本版） 14 部（うちネパール機関へ 10 部）

英文（簡易製本版） 4 部

和文（製本版） 4 部

要約版和文（製本版） 4 部

公開用和文（簡易製本版） 4 部

CD-R（上記和文全て PDF で収録） 5 部

CD-R（上記英文全て PDF で収録） 5 部

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。

なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2017年7月下旬より業務を開始し、2017年12月中旬までにドラフト・ファイナル・レポートを、2018年2月下旬までに調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約 18.25 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- ・ 総括/交通計画（2号）
- ・ トンネル計画（3号）
- ・ トンネル設計（3号）
- ・ 機械設備・電気・計装
- ・ 自然条件調査
- ・ 運営・維持管理/組織・体制
- ・ 施工計画/積算
- ・ 環境社会配慮
- ・ 交通需要予測/経済財務分析

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた調査費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、以下項目は別見積もりとする。

- 追加交通状況調査
- 地形調査
- 地質調査
- 環境社会配慮調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（MS エクセル、MS ワード等）も収集の上、JICA に提出すること。

#### 4. 貸与資料及び参考資料

【貸与資料】以下の貸与資料については南アジア部南アジア第4課（電話：03-5226-8644）までご照会ください。

- ・「スルヤピナヤックードウリケル道路改修計画準備調査報告書」（2016年12月、JICA）  
（※一部情報は非公開）

#### 5. 機材の調達

特になし。

#### 6. その他の留意事項

##### （1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

コンサルタントは現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。

##### （2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上